

# 居宅介護支援事業所重要事項説明書

## 【エルジオ ケアプランセンター】

あなたが利用しようと考えている居宅介護支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明します。

わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

### 1. 事業者の概要

法人名	株式会社エルジオ	代表者名(代表取締役)	木村 雄介
所在地・連絡先	〒706-0027 岡山県玉野市日比五丁目9番7号 (電話)0863-81-3500 (FAX)0863-81-3533		
設立年月日	昭和19年5月16日設立		

### 2. 事業所の概要

#### (1)名称及び所在地等

事業所名	エルジオ ケアプランセンター		
所在地・連絡先	〒706-0027 岡山県玉野市日比五丁目9番7号 (電話)0863-23-4933 (FAX)0863-23-4934		
事業所番号	3370401477	管理者の氏名	田中 典子

#### (2)事業の目的および運営の方針

事業の目的	要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等をもとに、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類・内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者、指定特定相談支援事業者、介護保険施設との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画の作成を行う。</li><li>・市町村、指定居宅サービス事業者、指定特定相談支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。</li><li>・利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。</li><li>・利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。</li><li>・介護保険法令を遵守する。</li></ul>

#### (3)事業所の社員体制及び勤務体制

職種	勤務体制		人員数
管理者	8:30~17:30	常勤(介護支援専門員兼務)	1名
介護支援専門員	8:30~17:30	常勤	1名以上

#### (4)サービス提供実施地域

事業実施地域	玉野市全域、岡山市(旧灘崎町)
--------	-----------------

#### (5)営業時間とサービス提供時間

営業日	営業時間(サービス提供時間)	休業日
月~金	8:30~17:30 (8:30~17:30)	土・日・祝日及び12月30日から1月3日

### 3. サービスの内容及び費用

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービスの種類	提供方法	保険適用
① 居宅サービス計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.利用者の居宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。</li> <li>2.自宅周辺地域における居宅サービス事業者が実施しているサービス内容、利用料等の情報を利用者やご家族に提供します。利用するサービス事業者については、複数の指定居宅サービス事業者等から選定できます。また、選定理由について説明を求めることができるものとし、利用者やご家族の希望を踏まえ、公正中立に行います。訪問介護・福祉用具貸与・通所介護・地域密着型通所介護の当事業所の居宅サービス計画に位置づけられた上位3法人については別紙のとおりです。</li> <li>3.提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ、居宅サービス計画の原案を作成します。</li> <li>4.居宅サービス計画の原案に位置づけたサービス等について、保険給付の対象となるサービスと自己負担のサービスを区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やご家族に説明し、その意見をうかがいます。</li> <li>5.居宅サービス計画の原案は、利用者やご家族と協議した上で、必要があれば変更を行い、利用者から同意を得ます。</li> </ol>	
② 居宅サービス事業者等との連絡調整	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。</li> <li>2.利用者が介護保険施設等への入院・入所を希望した場合には、利用者に介護保険施設等の紹介、その他の支援を行います。</li> </ol>	左の①～⑥の内容は、居宅介護支援の一連業務として介護保険の対象となるものです。
③ サービスの実施状況の把握および居宅サービス計画等の評価	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.利用者の居宅を少なくとも1月に1回訪問し、利用者及びご家族との連絡を継続的に行い、サービスの実施状況の把握に努めます。ただし、利用者の同意、主治医・その他関係者の合意を得た場合等は、テレビ電話装置等を活用し利用者に面接を行うことができます。その場合は、少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問します。 <input type="checkbox"/>テレビ電話装置等での面接に同意します</li> <li>2.利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により、または状態の変化等に応じて居宅サービス計画の評価・変更を行います。</li> </ol>	
④ 給付管理	居宅サービス計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、岡山県国民健康保険団体連合会に提出します。	
⑤ 要介護(支援)認定申請に対する協力・援助	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.利用者の意思をふまえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。</li> <li>2.利用者の要介護認定有効期間満了の30日前には、要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。</li> </ol>	
⑥ 相談業務	介護保険に限らず、介護に関することは、ご相談に応じます。	

(2) 提供するサービスの費用について

居宅サービス計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等、居宅介護支援にかかわる費用に関しては、原則として利用者の負担はありません。

(参考)介護保険から支払われる1ヶ月あたりの居宅介護支援費用

要介護1・2	10,860円
要介護3・4・5	14,110円

(加算項目)

初回加算	3,000円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500円
退院・退所加算(Ⅲ)	9,000円
通院時情報連携加算	500円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円
介護職員等処遇改善加算	所定単位数に2.1%を乗じた額

※ なお、介護保険適用の場合でも、利用者に保険料の滞納等がある場合には、全額を負担いただきます。その際発行するサービス提供証明書と領収書を市役所の窓口へ提出しますと、後日払戻しとなる場合があります。

(3)その他の費用について

交通費	支払い方法
利用者の居宅が通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき交通費の実費をいただく場合があります。 なお、自動車を使用した場合、片道1キロごとに20円を請求させていただきます場合があります。	利用のあった月ごとに集計し、翌月15日までに請求させていただきます。お支払いはその月の末までをお願いします。

4. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所 相談窓口	相談担当者名 田中 典子 受付時間 8:30~17:30 月曜日から金曜日まで 利用方法 電話(0863-23-4933) 面談(当事業所相談室など)
玉野市長寿介護課	所在地 玉野市宇野 1-27-1 (介護保険係)0863-32-5534 (介護管理係)0863-32-5537
岡山市介護保険課	所在地 岡山市北区鹿田町 1-1-1 (管理係)086-803-1240 (保険料係)086-803-1242
岡山県国民健康保険 団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町 17-5 (介護 110 番) 086-223-8811

## 5. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 当該事業所従業者または養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (2) 成年後見制度を利用できるよう支援します。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (4) 虐待防止のための指針を整備します。
- (5) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (6) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

虐待防止に関する責任者	管理者兼介護支援専門員 田中 典子
-------------	-------------------

## 6. 身体的拘束等の禁止

事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行いません。

事業所は、身体拘束等の適正化のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底します。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化を図るための研修を定期的実施します。

## 7. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 8. 衛生管理

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、従業者に周知徹底します。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 9. ハラスメント対策

**従業者に対する性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動などのハラスメント行為はご遠慮ください。**

事業所は男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対し、ハラスメント発生時等の相談窓口を設置します。
- (2) リスクの検討・再発防止の体制を整備します。
- (3) 従業者に対し、ハラスメントの対応方法等についての研修を実施します。

## 10. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	・事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ・事業者及び従業者はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約が終了した後も継続します。
------------------------	--

個人情報の保護について	事業者は利用者から予め文書で同意を得ないかぎり、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ないかぎり、サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いません。事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
-------------	--

11. 記録の保管

事業所はサービス提供に関する記録を整備し、契約終了時から5年間保管します。本人及びご家族にかぎり、閲覧は可能です。コピーが必要な場合は、実費にて提供します。

12. 事故発生時の対応および損害賠償

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村および利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事業所の過失により利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、その損害を賠償します。なお、当社は、損害保険ジャパン株式会社の損害責任保険に加入しています。

13. サービス利用にあたっての留意事項

- (1)利用者が、病院等に入院した場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前と連絡先を伝えてください。
- (2)被保険者証の記載内容に変更が生じた場合は、連絡してください。
- (3)各種の減免に関する決定、生活保護・公費負担医療の受給取得等についての変更は、速やかに連絡してください。
- (4)サービス提供事業者やその内容が居宅サービス計画と異なる場合は、その旨連絡してください。

エルジオ ケアプランセンターの利用にあたり、利用者に対して重要事項説明書を交付のうえ、居宅介護支援のサービス内容および重要事項の説明をいたしました。

説明年月日:令和 年 月 日

事業所 所在地 岡山県玉野市日比五丁目9番7号  
事業者名 株式会社エルジオ (印)  
事業所名 エルジオ ケアプランセンター

説明者  
職名  
氏名 (印)

私は、居宅介護支援のサービス内容および重要事項の説明を事業者から受け、同意いたしました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

(印)

代筆者 住所

氏名

(印)

続柄( )

お客様 各位

エルジオ ケアプランセンター

## サービス利用割合のご報告

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、2025年度後期（9月1日～2月末日）に当事業所で作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用割合をご報告いたします。

- ① 2025年度後期（9月1日～2月末日）の、6カ月間に作成したケアプランにおける、各サービスの利用割合

居宅サービス計画の総数		631 件	
利用割合	訪問介護	232 件	36.8%
	通所介護	317 件	50.2%
	地域密着型通所介護	98 件	15.5%
	福祉用具貸与	485 件	76.9%

- ② 2025年度後期（9月1日～2月末日）の、6カ月間に作成したケアプランにおける、各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

(上位3位)	(1)	(2)	(3)
訪問介護	訪問介護事業所アレーズ宇野	サンキ・ウエルビィ介護センター荘内	ホームヘルプサービスいこい荘
	58 件   25.0%	49 件   21.1%	45 件   19.4%
通所介護	リハビリデイサービスポシブル宇野	デイサービスセンターわだくり	デイサービスセンターアルフィック
	132 件   41.6%	45 件   14.2%	37 件   11.7%
地域密着型通所介護	テイクリハビリテーションサービス	デイサービスセンターゆたか	なごみデイサービス
	28 件   28.6%	25 件   25.5%	23 件   23.5%
福祉用具貸与	株式会社トーカイ 岡山営業所	ダテ・ライフ・ウエルネス	(株) フロンティア 岡山営業所
	134 件   27.6%	94 件   19.4%	86 件   17.7%